平成１８年度の「給与構造改革」以前の賃金水準に戻すことに関する項目

人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置であることから、基本的には尊重すべきものと考えている。

平成27年度の本府人事委員会の勧告の取扱いについては、府財政の状況等を精査しているところですが、今日現在回答をさせていただく状況にありません。引き続き協議をしていきたい。

技能労務職給料表の改定については、行政職給料表の取扱いに準じていきたい。

非常勤職員の一般職化に関する項目

非常勤補助員の任用根拠の見直しにあたり、勤務労働条件に関わる事項については、皆さま方との協議のうえ所要の改正を行うこととしたところ。

要求にはありませんでしたが、本年6月18日の回答で、男性の育児参加休暇の取得促進に向けて、次世代育成の趣旨から取得期間を産後16週まで拡大できるよう検討を行う旨回答しましたが、検討の結果、人事委員会と協議して平成28年７月より実施していきたい。